

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	26	府 省 庁 名	経 済 産 業 省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（軽自動車税）		
要望項目名	特定小型原動機付自転車に係る所要の措置		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 一定の要件を満たす電動キックボード等を原動機付自転車から切り出して新たに特定小型原動機付自転車として定義することとしたことに伴い、当該特定小型原動機付自転車について、現行の課税関係を踏まえ下記事項を要望する。 ・ 特例措置の内容 特定小型原動機付自転車については、現行の原動機付自転車の軽自動車税の標準税率を参考としつつ、適切な税額の適用を要望する。 		
関係条文	地方税法第442条第4号、第463条の15第1号イ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第3項、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）第17条第3項		
減収見込額	[初年度] - (-) [平年度] - (-) [改正増減収額] - (単位：百万円)		
要望理由	軽自動車税については、地方税法に基づき、道路運送車両法に規定する軽自動車及び原動機付自転車を対象としている。 今般、原動機付自転車から切り出して新たに定義された特定小型原動機付自転車については、引き続き、道路運送車両法に規定する原動機付自転車に該当することとなることから、現行の課税関係を踏まえ、適切な軽自動車税の税額を適用するものである。		
本要望に対応する縮減案	-		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—